

新居浜市公告第173号

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月24日

新居浜市副市長 赤 尾 禎 司

1 一般競争入札参加者の資格等について

（1）入札に付する事項

- ア 業 務 名 新居浜市広報紙 市政だより「にいはま」広告取扱業務
- イ 履行期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- ウ 予定価格 公表しない。

（2）入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に令和7・8年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書【物品・役務】（希望申請業種「広告・宣伝」）を提出し、参加資格を有すると認定されている者のうち、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

（ア）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

（イ）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

（ウ）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。

（エ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

（オ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）及び添付書類の提出期限の日から入札日までの間において、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成１９年要綱第３号）の規定による指名停止を受けていないこと。

ウ 契約締結権限を有する者が、愛媛県内に住所又は本店、支店若しくは営業所等を有すること。

(３) 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、申請書及び必要書類を添付の上提出し、副市長に参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 申請書

(イ) 添付書類 受付票（第２号様式）

イ 提出方法 持参による。

ウ 提出期間及び提出場所

(ア) 提出期間 令和７年１２月２４日（水）から令和８年１月１４日（水）までの執務時間中（閉庁日を除く８時３０分から１７時１５分まで。以下同じ。）とする。

(イ) 提出場所 末尾記載の４と同じ

エ 確認結果の通知

令和８年１月２１日（水）までに郵送により通知する。

(４) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対し、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合において、令和８年１月２８日（水）の１７時１５分までに当該書面を末尾記載の４の場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

イ 副市長は、上記アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和８年２月２日（月）までに、電子メール又はＦＡＸにより回答する。

２ 一般競争入札について

(１) 入札に参加する者に必要な資格

１の（２）及び（３）により入札参加資格の確認を受けた者

(２) 入札執行の日時、場所等

ア 日 時 令和８年２月４日（水）１０時

イ 場 所 新居浜市庁舎５階 会議室５３

ウ その他 入札当日は、入札参加資格確認通知書（写し可）必携とする。

(3) 入札に付する事項

新居浜市広報紙 市政だより「にいはま」広告取扱業務

(4) 契約条項を示す期間及び場所

契約書案、入札心得及び仕様書（以下これらを「契約条項等」という。）は、次のとおり閲覧に供するとともに、新居浜市のシティプロモーション推進課ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間 この公告の日から入札日までの執務時間中

イ 閲覧場所 末尾記載の4と同じ

※ 新居浜市のホームページ (<https://www.city.niihama.lg.jp/>) のトップページ上の「組織でさがす」→「企画部」→「シティプロモーション推進課」画面を展開し、「新着情報」上の「新居浜市広報紙 市政だより「にいはま」広告取扱業務」に係るページから契約条項等に関する資料をダウンロードすることができる。

(5) 契約条項等に対する質問の提出等

ア 提出期間 この公告の日から令和8年1月21日（水）までの執務時間中

イ 提出方法 新居浜市広報紙 市政だより「にいはま」広告取扱業務に関する質問書（第3号様式）に記載し、PDFファイル化した上で、電子メールに添付して行う。なお、質問書には該当する文書の名称、項番号、条項等を明記するとともに、該当箇所を引用するものとする。これ以外の方法による質問は、一切受け付けない。

ウ 提出場所 末尾記載の4と同じ

エ 質問に対する回答 電子メールにより回答するとともに、入札日までシティプロモーション推進課ホームページに回答書を掲載する。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他入札について必要な事項

ア 入札方法

(ア) 入札は、入札参加者が上記（2）の日時及び場所に出席し、入札書（第4号様式）を提出することにより行う。

(イ) 入札書は、封筒に入れて入札執行者に提出する。

(ウ) 入札参加に当たっては、入札参加資格確認通知書（写し可）を持参するとともに、代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に、委任状（第5号様式）を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

(エ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

イ 契約の相手方の決定

予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

(ア) 落札となるべき同価格の入札をした者が複数いるときは、くじにより落札者を決定す

る。この場合、くじを辞退することはできない。

(イ) 1回目の入札で契約の相手方が決定しない場合は、直ちに2回目の入札を行う。2回目の入札でも契約の相手方が決定しない場合は、2回を限度として、見積合わせを行う。

見積合わせでは、見積書（第6号様式）を提出することにより行う。

(ウ) 2回目の見積合わせにより契約の相手方が決定しないときは、不調とする。

(エ) 落札者は、入札金額内訳書を速やかに提出すること。

ウ 入札の無効等

(ア) 入札参加資格のない者及び参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。

(イ) 入札時点において、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者は、入札参加資格を取り消すものとする。

3 その他

当該公告に係る新居浜市広報紙 市政だより「にいはま」の発行に関する令和8年度歳入歳出予算が成立しなかった場合は、当該業務を取り消し、契約を解除する場合がある。

4 問合せ先

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部シティプロモーション推進課（新居浜市庁舎3階）

電話（0897）65-1251

メールアドレス promo@city.niihama.lg.jp